

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和8年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続等は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

令和7年12月5日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、令和9年度都道府県別募集定員上限について審議され了承されたことに伴い、施行通知の一部を改正するもの。また、研修医の募集及び採用にあたっての留意事項を明記するもの。

3. 改正の内容

（1）募集定員上限に係る規定の変更（施行通知第2の23（1）ア、イ）

都道府県別の募集定員上限の算定に当たり、離島数に応じた加算について盛り込んだ。

（2）留意事項に係る規定の変更（施行通知第6）

臨床研修を未修了と判断された研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続し、未修了と判断された後に中断となった研修医を除き、他の基幹型臨床研修病院では採用できないことを踏まえ、基幹型臨床研修病院は、研修医の募集及び採用に当たり、本人に対して過去に臨床研修を受けたことがあるかを確認し、受けたことがある場合には、未修了理由書（様式A-23）や中断証（様式A-18）等で確認する旨の留意事項について盛り込んだ。

4. 施行日

令和8年4月1日